

北海道警察本部告示第682号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和7年11月7日

北海道警察本部長 友 井 昌 宏

1 入札に付す事項

(1) 契約の目的の名称及び数量

捜査用インターネット端末用モバイルルーター120台の通信サービス契約 一式
（1月当たりの単価）

(2) 契約の目的の仕様等 仕様書による。

(3) 契約期間 令和8年3月16日から令和13年3月31日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(4) 履行場所 仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

令和7年北海道警察本部告示第681号に規定する捜査用インターネット端末用モバイルルーター120台の通信サービス契約に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道警察本部総務部会計課（仕様書は、北海道警察サイバーセキュリティ対策本部で交付する。）

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場（送付による場合は、郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課）

(2) 入札日時 令和7年12月15日 午後2時10分（送付による場合は、同月12日午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

6 契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

7 郵便等による入札の可否

認める。

8 郵便等による入札における再度入札

郵便等による入札をした者は、開札日時に開札場所にいない限り、再度入札に参加することができない。

9 落札者の決定方法

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

- (1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- (2) 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

11 契約書作成等について

- (1) この契約は契約書の作成を要する。
- (2) 落札者は、落札決定後速やかに契約の締結方法について、書面で行うか契約内容を記録した電磁的記録で行うかを申し出ること。

12 その他

- (1) 無効入札
開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 低入札価格調査の基準価格
設定していない。
- (3) 最低制限価格
設定していない。
- (4) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税抜き価格相当額（1月当たりの単価）とすること。
なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。
- (5) 契約に関する事務を担当する組織
ア 名 称 北海道警察本部総務部会計課
イ 所 在 地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
ウ 電話番号 011-251-0110 内線2254
- (6) 前金払
前金払はしない。
- (7) 概算払
概算払はしない。
- (8) 部分払
部分払はしない。
- (9) 入札の執行
初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。
- (10) 入札の取りやめ又は延期
この入札は、取りやめること又は延期することがある。
- (11) 入札執行の公開
この入札の執行は、公開する。
- (12) 債権譲渡の承諾
契約の相手方が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約の相手方が債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。
なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。

(13) 仕様書の取扱い

仕様書については、この入札に関係のない第三者に対する譲渡、閲覧及び交付を禁じる。また、交付した仕様書については、入札執行時まで返却すること。

(14) 機器等リスト

機器等リストについては、仕様書の要件を満たす納入予定機器に係る製品名、型番、製造業者名及び製造業者の法人番号を記載すること。

なお、納入する可能性がある機器等の候補が複数ある場合には、それらを網羅的に記載すること。

(15) その他

入札に参加する者は、この公告のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。